

もとぶ再発見魅力発信事業(宿泊体験) Q&A

9月25日 現在

質問		回答
1	事業の目的はなんですか。	新型コロナウイルス感染拡大の影響による宿泊事業者の経済的影響を緩和すること。また本部町の魅力を町民が再発見し、その魅力を町内外に発信することによって、新型コロナウイルス感染の収束後に、観光需要の喚起につなげることが目的です。
2	利用者はどのように魅力を発信するの か。	利用者は、SNSや口コミなど、それぞれ可能な方法で発信してもらいます。 また、利用者にはアンケートを実施予定です。
3	補助額はどれくらいか。	宿泊費の75%で上限が1万円です。同世帯で2名以上宿泊の場合は上限が2万円となります(補助額は100円未満切り捨てです)。
4	体験券はどうやってもらうのか。	町ホームページ掲載のもとぶ再発見魅力発信事業(宿泊体験)の「登録事業者一覧」から選び、宿泊事業者へ直接宿泊予約をします。その際に「もとぶ再発見を利用しての予約」と伝えとスムーズです。予約後に、本部町役場にて体験券の交付申請を行ない、その場で交付します。申請は役場窓口のみ対応いたします。
5	登録事業者一覧の確認方法はどうするの か。	登録事業者一覧は、町ホームページの「もとぶ再発見魅力発信事業(宿泊体験)」のページにございます。内容は随時更新しておりますので、宿泊する事業者はこの一覧より選択してください。
6	旅行会社等の予約仲介サイトからの予約も対象となるか。	旅行会社等の予約仲介サイトからの予約は対象外となっております。宿泊体験券を利用する場合は、電話予約もしくは宿泊事業者の公式HPなどで直接予約が必要となります。
7	登録事業者の申請期限はあるか。	申請期間は令和2年8月20日から11月30日まで随時申込可能です。しかし、申請がないと登録事業者一覧に掲載されない(事業対象外となる)ため、お早めに提出することをお勧めします。
8	対象となる宿泊日はいつからか。	令和2年9月1日から11月30日までが対象です。
9	宿泊体験券の申請はいつからですか。	令和2年9月1日から11月30日までです。ただし、予算上限に達した場合は終了期限を待たず終了します。
10	宿泊体験券の利用回数の制限はあるか。	1世帯あたり1回限りの申請となります。
11	宿泊プランに宿泊以外の特典を設けてもよい か。	補助の対象が宿泊費(食事含む)となっておりますが、無償の特典等を設けた場合も補助対象となります。対象とならないのは、宿泊費以外のオプション(有料)となっているものです。 例)食事込みの宿泊プランだが、飲み物代金は別料金の場合、飲み物代については対象外となります。
12	宿泊体験券を紛失してしまった場合はどうする か。	利用者の場合は再発行可能です。(本人確認が必要) 宿泊事業者の場合、宿泊体験券をもって換金請求を行なうため紛失した場合は再発行不可となり、その分の換金請求は出来ません。

13	宿泊体験券を交付してもらったが、宿泊日を変更したい。	本部町総務課へご連絡ください。変更内容によっては宿泊体験券の差し替が必要となります。
14	宿泊のキャンセルはできますか。	やむを得ずキャンセルを希望する場合は、必ず宿泊施設へ連絡し、その後、本部町総務課へ連絡・体験券の返却をお願いします。その場合のキャンセル料は発生しません。 ※連絡なしのキャンセルの場合は、宿泊事業者の定めるキャンセル料を支払う場合があります。
15	本部町民かどうかの確認はどうやって行なうのか。	宿泊体験券申請の際に、運転免許証等で本人確認を行ないます。
16	宿泊体験券に記載してある方と当日宿泊する人が違う場合はどうするか。	宿泊体験券に記載してある人が宿泊するのが前提となっております。仮に本人ではないと疑われる場合は、宿泊事業者より利用者に対し本人確認を行ないます。その際、本人でないと判明した場合は宿泊体験券は利用できません。
17	当施設に宿泊体験券を利用しての予約が入ったが、利用者が宿泊体験券を申請し、交付してもらっているか不安。	予約情報の照会があった場合は、宿泊体験券の発行有無を確認できます。
18	宿泊体験券の交付申請は、本人以外の代理人が申請することがきるか。	宿泊体験券申請書に、代理人による委任の申請欄がありますので、交付対象者から委任を受けた場合の記載内容が確認できた場合申請可能です。
19	1件の予約に対し、複数枚の宿泊体験券の提示があった場合の取り扱いについて。	複数枚の上限額を合算することができます。ただし宿泊費の75%とどちらか低い方を補助します。 また、換金請求の際は複数枚の体験券を1件の予約とわかるよう提出してください。補助額の記入欄へは合計の請求額が分かるよう記載してください。
20	事前決裁等で、宿泊費を全額支払った場合の手続についてはどうするのか。	その場合、補助を受けるのは宿泊利用者となることから、下記の書類を揃え、役場総務課で手続きをお願いします。 ①宿泊証明書(事業所より受け取る) ②宿泊体験券(宿泊前に事前に役場で手続き必須です) ③換金請求書 ④請求者の口座の写し
21	GOTOトラベルとの併用はできますか。	併用はできません。